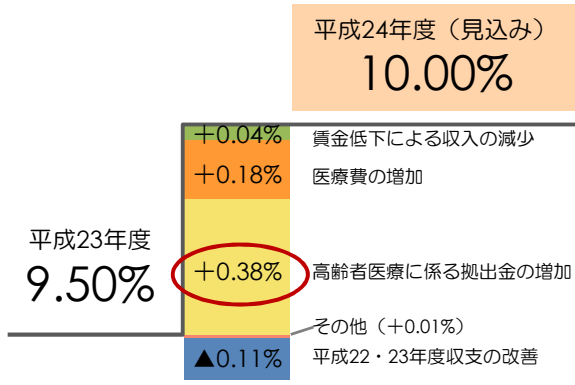


図1：平成24年度健康保険料率の増加要因（全国平均）



引き上げの主な要因はこれまでと同様、加入者の方々の賃金の低下と医療費の増加によるものがありますが、近年の急激な高齢化に伴い、**高齢者医療制度への拠出金の増加が大きく影響しています。**

平成24年度の健康保険料率

平成24年度の協会けんぽの健康保険料率は、全国平均で10.00%（平成23年度は9.50%）、秋田支部の保険料率は10.02%（同9.54%）に引き上げられる見込みです。

協会けんぽ 秋田支部からのお知らせ

健康保険あきた

平成24年
1月
第19号



職場内で、掲示・回覧をお願いいたします

秋田支部は10.02%の見込みです

※平成24年1月現在

また、介護保険料率は1.55%（同1.51%）の見込みです。

この見込みをもとに、秋田支部管内事業所にお勤めの方の1カ月あたり保険料の増加額は、次のように試算されます。

図2：秋田支部の1カ月あたり保険料の増加額（見込み）

月収 (税引き前)	お勤めの方ご本人負担分 (増加額)
20万円	月額約480円
30万円	月額約720円

※事業主の方の保険料負担分（増加分）は同額です
※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は健康保険料率に介護保険料率が加わります。同じように試算すると、お勤めの方ご本人負担分の1カ月あたりの増加額は次のとおりとなります。月収20万円：約40円、月収30万円：約60円

なお、保険料率は厚生労働大臣の認可を受けて正式に決定します。保険料額は2月に送付する納入告知書に同封する予定です。

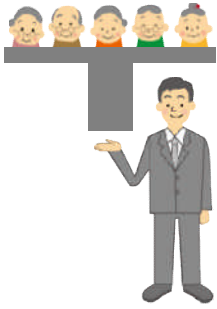
高齢化と協会けんぽの保険料は

どう関係していますか？

現在の医療保険制度では、**高齢者医療に対して、協会けんぽを含む現役世代の各保険者から支援金を出して、負担合っています。**

50年前は大勢の方による胸上げ式で高齢者を支えていましたが、現在は3人、つまり騎馬戦式で支え、団塊の世代が高齢者となる近い将来には1人対1人の肩車式で支えていくことになるため、「社会保障と税の一体改革」の中で制度の見直しを検討されています。

- 高齢者医療への支援金の各保険者負担能力に見合った見直しを検討
- 70歳以上75歳未満の方の患者負担の見直し（1割凍結を2割に）を平成25年度の予算編成過程で検討、等



国庫補助率は平成25年度以降

どうなりますか？

協会けんぽに対する国庫補助率は、財政を健全化するため、特例規定として、3年間の経過措置で平成22年度から平成24年度まで13%のところを16.4%とされていますが、更なる支援として、健康保険法本則上限の20%への引き上げを政府や関係団体へ要望してあります。しかし、平成24年度の予算案では残念ながら16.4%のままとなっています。

協会けんぽの平成24年度以降の収支見通しから、今後も保険料率の上昇が避けられないと予測されるため、国庫補助率を20%に引き上げるべく、早期から取り組んで参ります。

お問い合わせ◇企画総務グループ

018(8883)1841

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。昨年は東日本大震災により多事多難な年でしたが、今年こそはより良い年になりますように祈念申し上げます。

秋田県の健康保険を取り巻く環境は厳しいものがありますが、今年も皆様安心して医療を受けられますよう職員一同努力して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

支部長 島山 憲一



特定健診の裏側
保険料軽減のためデータ提供にご協力ください

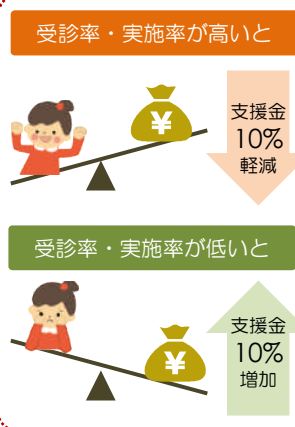
現在、生活習慣病関連の疾患は、国民医療費全体のおよそ3分の1を占めているそうです。そのため、特定健診・特定保健指導は、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病を中心とした疾病予防のために早い段階から病気の芽を摘み取ることも、みなさまに健康管理に気を配ってもらえるよう、平成20年から始まりました。

国では5年ごとにその目標達成状況を評価しており、協会けんぽは平成24年度における目標値が次のように設定されています。

特定健診受診率	70%
特定保健指導実施率	45%
メタボ該当者・予備軍の減少率	10%

特定健診受診率が低いと…

目標達成率に応じて、後期高齢者医療制度への支援金が増減されます。現在の試算では10%加算の場合、約1,500億円余計に支援金を支払う事になり、更に保険料が上昇してしまいます。



事業者健診の結果データも特定健診の受診率に反映されます

協会けんぽの生活習慣病予防健診以外の、労働安全衛生法に基づく健康診断（事業者健診）を実施している事業所様へ、健康診断結果データの提供をお願いしています。データをご提供いただくと、協会けんぽの健診受診率に加算され、保健師による健康相談を無料で受けることができます。

事業者健診の結果データとは？

協会けんぽの健康診断を受けていない方のデータのことで、その主な理由として次のことが挙げられます。

- ・事業所では労働安全衛生法に定められた定期健診を受けているため、協会けんぽの健診を利用していない。
- ・産業医契約をしている医療機関へ定期健診の実施を依頼している。
- ・業務内容により、協会けんぽの健診を利用するのは不都合があるため、別の健診機関へ定期健診を受けている。

提供方法など詳しくは、左記へお問い合わせください。



お問い合わせ◇保健グループ
018(883)1893

ご家族の方の特定健診が中央健診センターで受診できます

2月・3月の午後11時（財）秋田県総合保健事業団 中央健診センター（秋田市）で特定健診を実施します。受診の際は、受診券・保険証・受診費用をご持参ください。事前申し込みは不要ですが、日程など詳しくは左記へお問い合わせください。

お問い合わせ◇中央健診センター
018(896)1860

※健診実施機関様で情報提供等がございましたら、協会けんぽへお知らせください。

「医療費のお知らせ」を2月中旬頃にお送りします

加入者のみなさまに、健康への意識を高めていただくため、医療機関などで保険診療を受けた医療費等について毎年お知らせしています。

◆事業主様へご担当者様へおねがい
「医療費のお知らせ」は事業所ごとにまとめて送付されます。従業員の方へ開封せずそのままお渡しください。
※任意継続加入者の方はご自宅へ送付します

お問い合わせ◇レセプトグループ
018(883)1892

協会けんぽ秋田支部データ	
平成23年10月末現在の速報値	
（ ）内は対前年同月比	
事業所数：	13,848社 (△324社)
被保険者数：	195,073人 (843人)
被扶養者数：	143,379人 (△1,554人)
平均標準報酬月額：	227,817円 (△2,114円)

各種申請・届出は、便利でスムーズな郵送でのお手続きをおすすめします
季節・時間帯によっては窓口がたいへん混み合い、お待たせしてしまうことがあります。郵送でのお手続きをぜひご利用ください。

申請書・届書、記入例は秋田支部のホームページからダウンロードできます
[秋田トップページ]⇒[申請書・記入例のダウンロード]

協会けんぽ
全国健康保険協会 秋田支部
〒010-8507 秋田市川元山下町5-21（山ノ下公園となり）
Tel：018-883-1800（代表） Fax：018-883-1544
ホームページ： [協会けんぽ 秋田](#)

パチンコ店と立体駐車場の間の小路に入り、山ノ下公園を過ぎた交差点を右折すると協会けんぽ入口&駐車場があります。